

事務所通信

平成30年夏号

こんにちは、立川です。
いつも、ありがとうございます。

消費税の税率アップが、2019年10月に予定されています。それと同時に、消費税の「軽減税率制度」が導入される予定です。

今回は、**消費税の税率アップ**について、そして「**飲食料品の軽減税率・定期購読新聞の軽減税率**」について、その後に実施される予定の「**適格請求書**」に関して、簡単にご説明致します。

(1) 消費税の税率アップによる納付税額の増加

消費税の税率アップにより、消費税の納税額が25%増えます。

具体的には、年間の税抜き売上 100,000,000 円 税抜き仕入 70,000,000 円であったとします。

【消費税8%】

	税込金額	うち消費税
売上	108,000,000 円	(8,000,000 円)
仕入	75,600,000 円	(5,600,000 円)
	32,400,000 円	(2,400,000 円)

【消費税10%】

	税込金額	うち消費税
売上	110,000,000 円	(10,000,000 円)
仕入	77,000,000 円	(7,000,000 円)
	33,000,000 円	(3,000,000 円)

消費税率が8%から10%になると、納税額は25%増となってしまいます。

(上記の例では、2,400,000 円から3,000,000 円になっていますね。)

まずは、消費税の納税資金のご準備を、よろしくお願いいたします。

(2) 軽減税率の対象となる取引について

① 「飲食料品」を販売されているお客様へ

飲食料品を販売されている企業は、2019年10月より、消費税率が10%になっても、軽減税率の8%が適用されます。

ここでいう、「飲食料品」には「酒類」「医薬品・医薬部外品」「外食」は、除かれていますので、これらのものは、軽減税率の対象となりません。

「飲食料品の販売」とは、飲食料品の卸売、飲食料品の小売、飲食料品の製造卸・製造小売をいいます。

ご注意いただきたいのは、人間の食べる「食料品」が軽減税率の対象となりますので、ペット・フードの販売は、軽減税率の対象となりません。

② 飲食店を経営されているお客様へ

店内での飲食の提供は、軽減税率の対象となりません。

具体的には、持帰りのお弁当の販売、持帰りの調味料の販売、持帰りのケーキ・菓子の販売、持帰りのから揚げの販売などです。

つまり、店内で提供する飲食料品を、持帰り用の飲食料品として販売した時に、軽減税率の対象となります。

③ すべてのお客様へ

すべての企業様が、お茶、コーヒー・紅茶を購入していると思います。また、自動販売機でペットボトルを購入することもあると思います。そして多くの企業様が、新聞を定期購読されていると思います。

2019年10月より、これらの飲食料品の購入・定期購読新聞は、軽減税率の適用となります。

まず、領収書をもらうときに、「飲食料品であるという記載」「定期購読新聞であるという記載」がされているかどうかをご確認くださいませ。

自動販売機でのペットボトルの購入は、領収書が出ません。その際は出金伝票に、購入日と金額、自動販売機で購入という旨の記載をお願いいたします。

そして、帳簿または経費帳に、「飲食料品代」、または、「お茶・コーヒー代」という記載を、お願いいたします。

また、会計データ入力の際には、同様に「飲食料品代」、または、「お茶・コーヒー代」という入力を、お願いいたします。

(3) 請求書の発行について

① 軽減税率の対象となる売上が見込まれないお客様へ

2019年10月より「飲食料品・定期購読新聞」以外の取引は、消費税が10%になる予定です。

その際に、売上の請求書（領収書）のひな型を変える必要があります。

まず、消費税に関しては、現行の請求書（領収書）は、

- a 請求書発行者の企業名または商号
- b 取引年月日
- c 取引内容
- d 取引金額
- e 請求先の企業名または商号 が記載事項として、義務付けられています。

基本的には、2019年10月以降に発行する売上の請求書（領収書）は、現行のひな型に、新しく「消費税額等の金額」と、「10%」という消費税率の2項目を追加して記載する必要があります。

たとえば税抜500,000円の売上請求書を発行するときは、「消費税等5,000円」消費税率である「10%」という2項目の記載が必要になります。

② **軽減税率の対象となる売上が見込まれるお客様へ**

2019年10月より、現行の請求書に加えて、

- ・ 「軽減税率対象品目であること」
- ・ 「税率区分ごとの合計請求額」

の記載が必要になります。

(4) 「適格請求書」保存方式について

少し先になりますが**2023年10月1日以降の取引については、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」(または「適格簡易請求書」)の保存が、消費税の仕入税額控除の条件となります。**

免税事業者からの消費税の仕入税額控除は、

2023年9月までは全額控除

2023年10月から2026年9月までは80%控除

2026年10月から2029年9月までは50%控除

2029年10月からは控除できない

ということになります。

(免税事業者とは、前々期の売上が1,000万円未満であるなど、消費税の申告納税義務のない個人事業主・法人をいいます。

これにより、免税事業者が取引から疎外されるケースが出てくると思われます。)

① 「適格請求書発行事業者」とは

税務署に所定の申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者をいいます。

注意が必要なのは、消費税を納税している個人事業・会社であっても、登録をしなければ適格請求書を発行することはできないことになる予定です。

② 「適格請求書」とは

現行の請求書(領収書)に

- ・ **登録番号**
- ・ **税抜取引または税込取引の「合計金額」**
- ・ **「消費税額と消費税率」**

の**3項目**の記載が、新しく義務づけられます。

(代 表 立 川 勝 一)

■ 編集後記

関東地方はとてもはやい梅雨明けになりましたね。毎日気温が高く、熱中症にも気を付けなければならない季節となってきました。

気温も暑いですが、今年の夏はロシアで開催されているサッカーの世界カップも熱いですね！日本代表の想像以上の結果に、日本も歓喜に満ち溢れています。テレビをつけると、どこかしらのテレビ局で試合の中継がありますので、自然とチャンネルを合わせてしまいます。

思うと、昨年この時期はプロ野球の結果をものすごく気にしていました。今年の冬は、平昌オリンピックに夢中でした。やはり、学生時代にスポーツをしていたこともあり、少し敏感になっている気がします。

スポーツ中継を見ていると、生で観戦したくなるので、機会があればなにか見に行きたいと思っています。2020年の東京オリンピックは見に行きたいものです。

(濱 田)